

# 規制改革

- 企業の技術力や創意工夫を生かした、新たな規制改革の道筋を創設。
- 規制改革会議や国家戦略特区の取組と連携し、骨太の規制改革を推進。

## 企業実証特例制度（通称）

- ① 企業が規制の特例措置を提案。
- ② 事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設。
- ③ 安全性確保に係る措置を含む事業計画の認定を通じ、規制を緩和。その事業を通じ、安全性を検証。

### 例1 燃料電池車両の実用化に向けた実証

水素タンクに、新しい鋼材の活用を可能とする。

- 十分な劣化検査等を条件とし、燃料電池車両の実用化を支援

### 例2 物流用電動アシスト自転車の公道走行実証

物流用途において、重い荷物を引くための構造を有する、現行よりもアシスト力の大きい電動アシスト自転車の活用を可能とする。

- 過度なアシストを抑制する装置による安全性確保等を条件とし、物流業における女性・高齢者の活躍を支援

▼燃料電池フォークリフト



※我が国では、現在、2台が実証実験中。

▼電動アシスト自転車を利用した運送



※事例は、事業者からの提案が想定される検討候補案件。

## グレーゾーン解消制度（通称）

- ① 企業が事業計画の適法性の確認を申請。
- ② 事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に照会し確認。
- ③ 安心して、事業を実施することが可能。

**例1** 医師が出す運動・栄養に関する指示書に基づき、生活習慣病等に罹患していない者に対し、健康の維持・増進を目的として、民間事業者が、それらの指導を実施

- 民間の取組を通じ、多様なサービスを提供

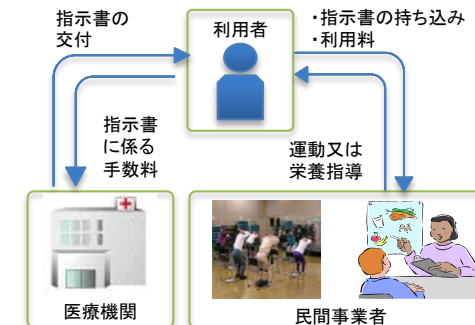
**例2** 医療法人が希望する場合に、入院患者に加え、通院患者に対しても、病院食を提供

- 通院患者の利便性向上、多様な患者のニーズへの対応

**例3** 保険者が、被保険者等の同意を得て、企業に対し、レセプト・健診データの分析結果を提供することにより、企業と共同して、被保険者の健康増進等に関する取組を実施

- 保険者と企業が共同した健康の増進等

▼医師が出す指示書に基づく、運動・栄養指導



▼病院食の提供

